

# 国際安全保障学会会則

改正 令和6年4月1日

(名称)

第1条 本会は、国際安全保障学会と称する。

2 本会の英文名称は、Japan Association for International Security (JAIS) とする。

(目的)

第2条 本会は、安全保障に関する学術的研究を行い、その成果を普及するとともに会員の研究活動を振興することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、その目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 機関誌『国際安全保障』の編集・発行、その他関係図書等の刊行
- (2) 定期大会、研究会・講演会等の開催
- (3) 本会と目的を同じくする内外諸団体との連絡
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要と認める事業

(会員)

第4条 会員は安全保障に関する専門知識を有し、本会の目的に賛同する者で、会員2名以上の推薦に基づき、理事会の承認を得た者とする。

- 2 会員は、会長に届け出ることにより退会することができる。
- 3 会員は、総会で定める会費を納入するものとする。
- 4 会員が会費を2年以上滞納したときは、退会の届け出があったものとみなすことができる。
- 5 会員は、研究の専門分野を登録することができる。
- 6 会員は、会誌の配布を受けるとともに、研究論文を寄稿することができる。
- 7 会員は、住所等に異動があったときは、会長に届け出なければならない。
- 8 会員は、著しく本会の名誉を損なう行為をしたと認められたときは、理事会で審議のうえ除名することができる。

(賛助会員)

第5条 本会に会員のほか賛助会員を置く。

- 2 賛助会員は、本会の目的に賛同し、その事業を援助する個人または法人で理事会の承認を得た者とする。
- 3 賛助会員は、会長に届け出ることにより退会することができる。
- 4 賛助会員は、理事会で定める会費を納入するものとする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- |       |     |
|-------|-----|
| 会 長   | 1 名 |
| 副 会 長 | 若干名 |

理 事 若干名  
監 事 若干名

(役員の改選)

第7条 会長は、理事の中から理事会の推薦により、総会において選任する。

- 2 副会長は、理事の中から会長が指名する。
- 3 理事は、会員の中から総会において選任する。ただし、特に必要がある場合は、会長は理事会の議決により暫定的に理事を指名する事ができる。この場合は、次の総会においてその承認を求めなければならない。
- 4 会長は、理事の中から事務局担当理事、会計担当理事、及びその他の学会業務を担当する理事を推薦し、理事会の同意を得て選任する。
- 5 監事は、理事会の推薦により総会において選任する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し、理事会の運営を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 理事は、会務を執行する。
- 4 監事は、会計及び会務の執行状況を監査する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は3ヶ年とし、再任を妨げない。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者又は本会に特に貢献のある者の中から、理事会の推薦により総会において推挙する。
- 3 顧問は、重要事項について会長の諮問に応じる。

(名誉理事)

第11条 本会に名誉理事を置くことができる。

- 2 名誉理事は、本会の活動に特に貢献のある理事経験者の中から、理事会の議決により会長が委嘱する。

(会議)

第12条 本会の会議は総会及び理事会とする。

(総会)

第13条 総会は会員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
  - (2) 事業報告の承認
  - (3) 会則の改正及びその他重要な事項
- 2 総会は少なくとも年1回開催する。
  - 3 総会の議決は、出席者の過半数の同意によるものとする。

(理事会)

第14条 理事会は、理事をもって構成し、本会の事業の運営と執行の責任を負う。

2 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意によるものとする。

3 理事会に以下の委員会及び学会事務局を置く。委員は会長を除く理事、及び理事会が委嘱した一般会員をもって当てる。委員会の事務は、理事会の委嘱する一般会員の委員に担当させることができる。

(1) 企画・運営委員会

本委員会は、学会全体の運営に関する事業計画を企画、立案する。委員会は、会長または副会長を委員長とし、事務局担当理事、会計担当理事、大会プログラム委員会委員長、編集委員会委員長及び必要がある場合、委員会が委嘱する理事並びに一般会員によって構成する。

(2) 大会プログラム委員会

本委員会は、定期大会プログラム及びその他の研究活動の企画立案と運用を任務とする。委員長は理事の中から理事会が選任する。委員会は理事若干名、及び委員会が委嘱する一般会員をもって構成する。委員長は定期大会プログラムを理事会に報告し承認を得る。

(3) 最優秀出版奨励賞（佐伯喜一賞）選考委員会

本委員会は、最優秀出版奨励賞対象作の選考を任務とする。委員長は理事の中から理事会が選任する。委員会は理事若干名及び理事会が委嘱する一般会員をもって構成する。委員長は、選考結果を理事会に報告し承認を得る。選考対象及び選考方法等は理事会の定める基準による。

(4) 最優秀新人論文賞選考委員会

本委員会は、最優秀新人論文賞対象論文の選考を任務とする。委員長は理事の中から理事会が選任する。委員会は理事若干名、及び理事会が委嘱する一般会員をもって構成する。委員長は、選考結果を理事会に報告し承認を得る。選考対象及び選考方法等は理事会の定める基準による。

(5) 編集委員会

本委員会は、会誌の編集、発行を任務とする。委員長は理事の中から理事会が選任する。委員会は理事若干名、及び委員長によって指名され理事会により承認された一般会員をもって構成する。委員長は活動状況を理事会に報告する。

(6) 学会事務局

学会事務局は、学会の運営にかかわる事務を担当する。学会事務局は、事務局担当理事、会計担当理事、及び理事会が委嘱した一般会員等若干名で構成する。

4 理事会は、学会運営にかかわる事務局及び各委員会のすべての内規等の制定、改廃を掌理する。

5 理事会は学会運営のため、臨時の委員会を設置することができる。

(経費)

第15条 本会の経費は、会費及び寄付金をもって支弁する。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学会事務局の所在)

第17条 本会の事務局を次に置く。

〒104-0033 東京都中央区新川2 - 22 - 4 新共立ビル2F

株式会社共立 内

附 則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。